

都市公園における行為の許可による使用料

区分	改正前	改正後
物品販売、募金その他これらに類する行為	230	240
業として行う写真の撮影	190	200
業として行う映画の撮影	10,420	10,710
興行	4,580	4,710
広告物の掲出（硬式野球場のグラウンドフェンス内野）	22,000	22,620
広告物の掲出（硬式野球場のグラウンドフェンス外野）	36,670	37,700
広告物の掲出（その他のもの）	1,780	1,830
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為	4,580	4,710